解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年七月二十一日組合員の減少により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月五日

岩手県下閉伊郡山田町船越第一三地割六番地一

大家漁業生産組合

代表清算人　山崎　泰弘

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年七月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月五日

東京都豊島区雑司が谷三丁目九番一号

日本ハム・ソーセージ工業厚生年金基金

代表清算人　竹田　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月五日

山口県岩国市南岩国町一丁目一六番一号

医療法人社団くろせ眼科

清算人　天羽　満則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区古市場一丁目二〇番地、最後の住所長野県大町市大字平五四一〇番地

被相続人　亡　大堀　源次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

事務所福島県会津若松市大町一丁目七番二一号会津中央ビル三階　司法書士法人あい事務所

相続財産管理人　司法書士　田中　裕志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市別子山三九七番地、最後の住所千葉県市原市八幡二〇四九番地六レフォルマンションかつみ三〇八号

被相続人　亡　津根　球樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ七階　藤岡・合間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤岡　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市関前二丁目二四番、最後の住所東京都武蔵野市関前二丁目二四番一三号

被相続人　亡　山崎　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区上白根二丁目六六番、最後の住所神奈川県平塚市立野町二九番二一―二〇二号ビューハイツ湘南

被相続人　亡　池田　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号

青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市小将町二二六番地、最後の住所石川県金沢市三ツ屋町ロ六四番地六

被相続人　亡　相河　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

石川県河北郡津幡町字南中条六号一番地一

相続財産管理人　浅谷　保光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市白山町ヨ七四番地、最後の住所石川県白山市森島町い六〇番地八

被相続人　亡　林　和浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

事務所石川県金沢市新神田四丁目四番一五号　中屋司法書士事務所

相続財産管理人　中屋　薫美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市神畑五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古海　巖一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

長野県上田市中央西二丁目八番一三号柳沢ビル三〇二号室

相続財産管理人　弁護士　佐藤　友則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市今川町一丁目一〇番地、最後の住所岐阜市八ツ梅町一丁目一番地

被相続人　亡　村瀬　勝重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

岐阜県岐阜市司町三八番地酒造会館三階

南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市加納東丸町一丁目一八番地、最後の住所岐阜市茜部大野一丁目四〇番地一

被相続人　亡　山本理恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

岐阜市美江寺町一丁目五番地　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡西伊豆町大沢里一八五番地、最後の住所静岡県賀茂郡西伊豆町仁科三七八番地

被相続人　亡　平馬　清成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日

事務所静岡県下田市六丁目三六番三号コーポイプサ一―一〇一　あじさい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

第77期決算公告

平成28年9月5日

名古屋市南区豊田三丁目19番21号

株式会社チップトン

代表取締役　小林　史明

貸借対照表の要旨（平成28年3月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,889	流動負債	1,033
固定資産	1,192	引当金	16
		固定負債	201
		株主資本	2,846
		資本金	210
		資本剰余金	266
		資本準備金	266
		利益剰余金	2,735
		利益準備金	59
		その他利益剰余金	2,675
		（うち当期純利益）	(98)
		自己株式	△ 365
資産合計	4,081	負債・純資産合計	4,081